

アクティビティノート <第 283 号>

2020年8月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2020年8月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～13
2. ちょっと注目 『 誤使用の要因⑤用途外使用に注意 』 ……p.14～15
3. コラム 『 製造物責任（P L）法に関連したよくある問い合わせ～はじめに～ 』 ……p.16

お知らせ

『 化学製品 P L 相談センター 2019年度活動報告書 』をホームページに掲載いたしました。冊子をご入用の際は下記にお問合せください。部数に限りがありますが、無料で配布しています。 ☎ pl@jcia-net.or.jp

TOPICS



誤使用の要因 ⑤用途外使用に注意

製品にはそれぞれ、どのような目的で何に使うのか、最適な用途があります。用途外使用は思わぬ事故の原因になりますので気を付けたいものです。



製造物責任（P L）法に関連したよくある問い合わせ ～はじめに～

今月からシリーズで、P L 法に関連したよくある問い合わせについて紹介して行きたいと思います。

1. 相談業務

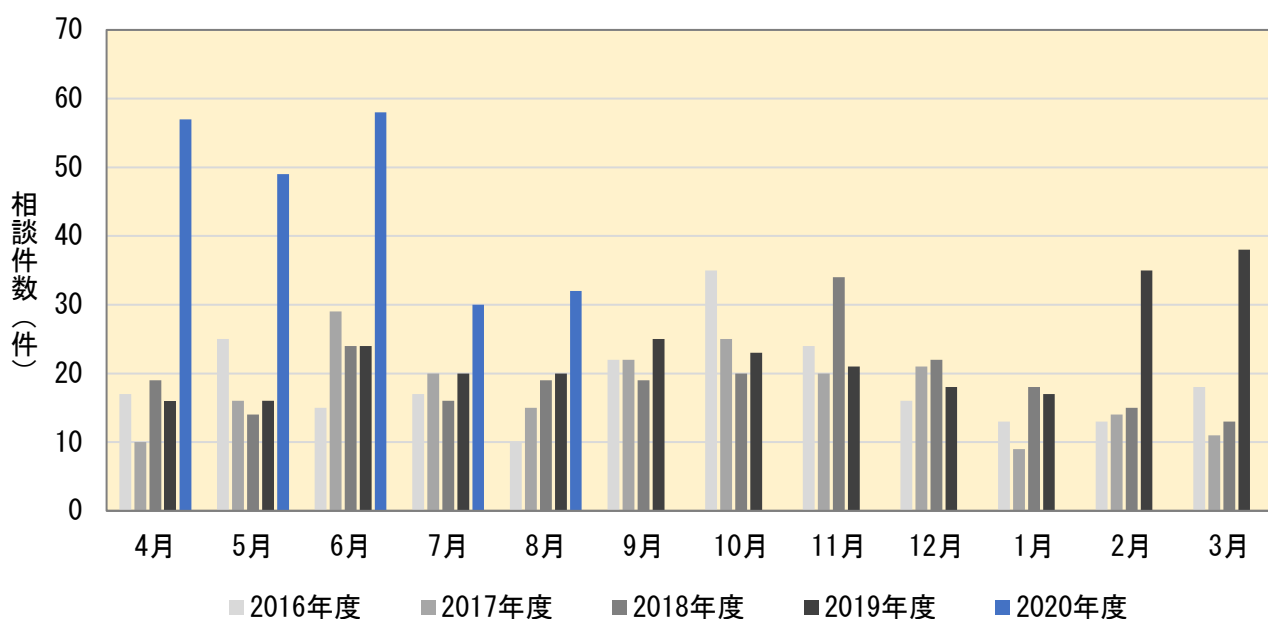
1. 1 相談受付件数

2020 年 8 月度相談受付件数 (7/28~8/25 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	6	3	0	13	0	22	69%
消費生活 C・ 行政	2	2	0	3	0	7	22%
事業者・ 事業者団体	0	1	0	2	0	3	9%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	8	6	0	18	0	32	
構成比	25%	19%	0%	56%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしていきます。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしていきます。

◆品質クレーム関連相談

- ◆ <複層ガラスの熱割れについて> 「8年前に新築した住宅の2階の3箇所の窓ガラスに割れが発生した。割れた窓ガラスは複層ガラスで割れたのは内側のみである。ガラスの製造メーカーである〇〇社に連絡し状況を伝えたと、熱割れの可能性があるとのこと、明日、現場確認のために自宅に訪問してくることになっている。このような場合の責任の所在はどうか」との相談を受けている。化学製品PL相談センターの見解はどうか。〈消費生活C〉

⇒ガラスの熱割れの原因として、日射等の熱による影響のほか、材料の不具合や施工不良、設計上の不備、飛散物等の衝突等いくつか原因が考えられます。公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理センターがウェブサイトで公開している相談事例

(http://www.chord.or.jp/case/detail_7126.html) にガラスの熱割れの事例があり、「保険付き住宅または評価住宅であれば専門家相談を利用することができます」とあります。住まいるダイヤル（住宅リフォーム・紛争処理支援センター <http://www.chord.or.jp/>）に相談してみてもいいでしょうか。

- ◆ <レンジフードフィルターの表示について> 「厚みが8ミリと表示してある不織布タイプのレンジフードフィルターを購入したが、実際の厚みは6ミリに満たないものであった。製造メーカーに問い合わせたが、3週間経っても連絡がない」との相談を受けている。レンジフードフィルターに表示規制はあるか。〈消費生活C〉

⇒レンジフードフィルターは雑貨品のため、法的な表示規制はありません。本件は製品の品質上の問題と思われます。不織布は圧縮されることで厚みが変わりますので、まずは、購入された製品の性能・品質に問題がないかどうかを製造メーカーに確認してみてもいいかと存じます。製造メーカーからの回答がないとのことですので、貴センターから連絡をしてみてもいいでしょうか。

- ◆ <サーフボードを日なたに放置してコーティング層が膨張・剥離> 1年ほど前に、インターネット通販でEPS素材のサーフボードを購入した。2週間前に初使用したが、休憩している時に、日なたの浜辺の芝生の上に30分くらい置いていたら、サーフボード表面のコーティング層が、風船のように膨らんで剥離してしまった。販売店に写真を送って、製造メーカーに確認してもらったところ、熱による膨張のため、交換も修理もできないとの回答であった。確かに、販売店〇〇のウェブサイトには、「ボードが高温になると剥離や変形の可能性がある」と記載されているが、日なたに30分放置しただけで表面剥離を起こすのは、品質的に問題があると言えないのか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒一般的に、EPSサーフボードとは、EPS (エクスパンドブルポリスチレン=ビーズ法発泡スチロール)を芯材とし、エポキシ樹脂で表面をコーティングした構造になっています。コーティング剤のエポキシ樹脂は高温になると軟化する性質があり、高温にさらされたことで接着面に何らかのガスが発生すると、逃げ場を失ったガスがボードの中にたまり表面がお餅のように膨らんでしまうことがあります。このため、車内や砂浜など、高温になる場所に放置しない様に管理することが必要です。販売店のウェブサイトには、サーフボードの特性として高温に晒すと剥離・変形の恐れがある旨の注意表示が記載されています。これを見る限り、品質上の問題というより、取扱いの問題と考えられます。納得がいかないようでしたら、注意表示の内容を注意喚起が不十分であるとして、再度交渉してみてもいいでしょうか。

- ◆ <消毒用エタノールの臭いが違う> いつも消毒用にエタノールを使用している。今回、いつも購入している製品が品切れのため、インターネット通販でエタノール74%、精製水25.9%、グリセリン0.01%、容量が18ℓの製品を購入した。使ってみると、今まで使用していたエタノールの臭いと違いイソプロパノールのような臭いがする。製品に製造メーカーの表示はなく連絡先はわからない。イソプロパノールが配合されているものは使用したくないため、有料でも構わないので、成分分析してくれる機関を教えてください。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは原因調査のための検査、分析等は行っておりません。独立行政法人国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)、または独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト (<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) 等に検査機関のリストが掲載されていますのでご参照ください。

- ◆ <購入1年半のベッドにカビ発生> 1年半前に購入したベッドの床板や引き出しの中などにカビが発生した。ベッドを設置している部屋は南向きで風通しはよい。短期間でカビが発生するのは、ベッドの品質に問題があるのではないかと思う。製造販売業者に申し出たが、家具のカビは設置された環境の影響が大きいと、返品などの対応はできないとのことであった。購入したベッドが他のメーカーのものよりカビが発生しやすいことを調べて証明してほしい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、調査や分析は行っておりません。一般的に、カビは温度・湿度が高く、栄養、酸素などの条件が揃うことによって、どこでも発生する可能性があります。製造販売業者が言うように設置環境や使用状況の影響が大きいように思われます。ただし、保証期間内であれば何らかの補償を受けられる可能性もあります。保証期間内かどうかを確認した上で、再度、製造販売業者と交渉してみてもいいでしょうか。

- ◆ <ペンキ缶の蓋部から液漏れが発生> 弊社は瓦の製造メーカーである。瓦の補修用に、瓦の色に合わせたペンキを業者に製造依頼して、缶に詰めて納品してもらっている。夏場になると、缶の蓋からペンキの液漏れが発生することから、対策を検討している。蓋の材質はポリプロピレンでペンキには有機溶剤が使用されている。この溶剤とポリプロピレンの関係で問題を起こ

しているのかどうかを知りたい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒ポリプロピレンは強度が高く、耐熱性、耐薬品に優れており、容器・包装材料、自動車部品等に広く使われています。お問い合わせの件については、ペンキに使われている溶剤の種類、ペンキ缶本体と蓋部の密閉性などの設計上の問題、さらには紫外線、温度等の保管条件等の影響で蓋としての機能に不都合を生じることは十分考えられます。しかし、お伺いした話から、原因を特定することはできません。また、液漏れ物質が健康有害性のある物質ならば、労働安全の観点から対策は可及的速やかに行うべきです。製品を納品しているペンキ業者に状況を伝え、安全データシート(SDS)による有害性の有無を確認するとともに、対処方法を相談してみてもいいでしょうか。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <次亜塩素酸ナトリウムを空間噴霧し体調不良> 「6日前、新型コロナウイルス感染予防対策として次亜塩素酸ナトリウムを室内空間に噴霧し、喉の痛み、めまいなどの症状が出た。現在、臭いはしなくなったが、噴霧した部屋に入ると体調が悪くなる。どうしたらよいか」との相談を受けている。次亜塩素酸ナトリウムは、スプレータイプの製品か、相談者自身が塩素系の漂白剤などを希釈したものかはわからない。どのようにアドバイスしたらよいか。〈消費生活C〉

⇒次亜塩素酸ナトリウムがかかったと思われる場所をよく水拭きし、換気を心掛けられ、体調不良が続くようであれば、医療機関に受診されることをお勧めします。次亜塩素酸ナトリウムを噴霧することについては、厚生労働省の令和2年5月4日の事務連絡「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000627656.pdf>) において「次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと」と噴霧による使用を禁止しています。また、新型コロナウイルスに関連して厚生労働省は、「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)」において、「人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません」としています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013.html>)。これらの情報を加えて伝えられるとよいでしょう。

- ◆ <トイレの床にトイレトーパーの外装袋の印字が移った> 「クッションフロアのトイレの床に、購入したままの外装袋入りのトイレトーパーを2ヶ月ほど置いていたら、外装袋に印刷された印字がトイレの床に移ってしまった。自宅は賃貸なので原状復帰したいと思い、住居用洗剤やマニキュアの除光液など、様々なものを試したが落ちない。どうしたらよいか」との相談を受けている。何か良い手はあるか。〈消費生活C〉

⇒一般的に、クッションフロアには軟質塩化ビニルが使われています。軟質塩化ビニルには可

塑剤という、油性の成分が含まれており、印刷物と長時間接触すると、インクがフィルム表面から、よりなじみ易い可塑剤へ移ってしまうことがあります。移行した場合、軟質塩化ビニル本体に溶け込むような形になりますので、落ちにくい場合があります。落とし方としては、住宅用洗剤やエタノールなどの溶剤で拭き取るのですが、色々試してみたがダメだったとすると落とすのは難しいと思われます。

- ◆ <液体肥料が顔にかかり皮膚がただれた> 自宅の玄関で、液体肥料を誤ってこぼし、顔にかかってしまった。すぐに洗ったが皮膚がヒリヒリとしてただれたようになったので、これから皮膚科に受診するつもりである。こぼれた液体肥料は洗い流したがこのような処置でよかったのか。液体肥料は業者から購入したもので、今は手元になく成分など詳細はわからない。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒製品情報がないので、はっきりとしたことは分かりませんが、一般的には「流水又はシャワー等、大量の水で洗い流す。異常がある場合は医師の診断を受ける」とされています。医師にかかる際は、使用していた製品の名前や取り扱った量及び時刻等を正確に伝える事が処置を早めるのに役立ちます。当該製品をお持ちになるとよいでしょう。こぼれた液体肥料の対処法については、製造メーカーにお問い合わせください。

- ◆ <洗濯に使った塩素系漂白剤の臭いで体調不良> 1ヶ月ほど前に、洗濯機で洗濯する際に、4、5回、塩素系漂白剤を使用した。その後、洗濯機や、排水口から塩素臭がするようになった。洗濯機は処分したが、今でも排水口から臭いがし、臭いを感じると頭痛、呼吸が苦しく、皮膚が熱を持ったようになる。医療機関に受診したが、特に異常はみあたらないとのことであった。塩素系漂白剤の製造メーカーに相談したが、1ヶ月経過後も臭いが残っていることは考え難いとの回答。自分としても通常は考え難いことは理解しているが、使用した場所に入ると臭いを感じ体調が悪くなる。どうすれば体調が元に戻るか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは医学的な知見は持ち合わせておりません。体調不良については、医療機関にご相談ください。一般的に、お伺いした使用方法で1ヶ月経過後まで臭いが残ることはないと思われます。排水トラップに不具合があると、下水の臭いが上がってくる場合がありますので、一度、点検してみてもいいかもしれません。

- ◆ <メガネクリーナーでサングラスのコーティングが剥がれた> サングラスにメガネクリーナーを使用したところ、レンズ表面のコーティングがボロボロに剥がれてしまった。クリーナーの表示には全てのアイウェアに使用できるとある。クリーナーの製造メーカーに申し出て、原因調査をしてもらったが、同じサングラスが手に入らないため再現試験ができず、明確な回答は得られなかった。表示に全てのアイウェアに使用できるとあるのに、コーティングが剥がれてしまったことに納得がいかない。PL法の適用になるか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒PL法は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。お伺いした内容では、メガネクリーナーの表示に全てのアイウェアに使用できるとあることから、指示・警告上の欠陥と見なせる可

能性があります。対応に納得いかないのであれば、再度、使用経緯と要求事項などを具体的に文書にして送り、文書での回答を求められてはいかがでしょうか。

- ◆ <アルカリ電解水を鏡に使用したら白い拭き残りが発生> アルカリ電解水の洗浄剤を鏡に使用したところ、鏡に白く拭き残りができた。白くなった部分は拭き取ることで回復している。二度拭きがいらないとあるのに問題ではないか。アルカリ電解水は鏡に使用しない方がよいのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の性能・品質等の詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。一般的に、アルカリ電解水は塩化ナトリウムなどの電解質を含む水を電気分解した時に陰極側に生成するもので、通常 0.2% 程度の水酸化ナトリウムを含有する水溶液です。アルカリ性のため、皮脂などを含む油汚れや石鹸カスなどの汚れに効果があると言われていています。汚れた鏡を洗浄する場合、汚れ落ちにムラがあると、落ちた部分と落ちなかった部分のコントラストが目立つ場合があります、本件もその可能性が考えられます。

- ◆ <靴クリームの表示間違いが原因で革靴にひび割れ> 革靴にひび割れが生じてしまい、原因を調べたところ、使用した靴クリームの輸入業者である〇〇社のウェブサイトに掲載されている靴クリームの選び方に、油性クリームはひび割れの原因になるとの記載があった。使用した靴クリームは長く使い続けているものだが、表示を見ると以前は「乳化性」であったものが「油性」に変わっていた。中身が変更されたのか〇〇社に確認した所、中身に変更はなく、製造メーカーは以前から「油性」として販売しているとのことであった。また、最近、輸入業者が変わっており、現在の輸入業者である〇〇社は「油性」と正しい表示をしているが、以前の輸入業者である△△社は「乳化性」と間違った表示をしていたことが分かった。革靴のひび割れは、△△社の間違った表示により、油性の靴クリームを乳化性の靴クリームと思い、使い続けたことが原因ではないかと思う。靴は 20 年前に購入したものであるが、間違った表示をした△△社の製造物責任を問うことができるか。〈消費者〉

⇒製造業者等の製造物責任を問うには、製造物に欠陥が存在し、その欠陥が原因で、身体被害や財産被害と言った拡大被害が生じたことを被害者自身が証明する必要があります。輸入業者も PL 法の「製造業者等」に該当し、表示に間違いがあったとしたら、それは製造物の「欠陥」となります。ただし、革靴のひび割れが、油性の靴クリームを使用したことによるものであるか否かの判断はできません。革靴のひび割れは、靴クリームが原因となることもありますが、皮革の乾燥や経年劣化によっても生じることが知られており、革靴が購入後 20 年を経過していることを考えると、別の原因である可能性もあります。また、20 年経過している靴の価値についても考慮する必要があります。クリーニング事故でのトラブルの賠償基準によると、革靴の耐用年数は 2 年とされています (<https://www.zenkuren.or.jp/news/398>)。ご参考になさってください。

- ◆ <首から下げるタイプの二酸化塩素除菌剤で咳とむせ> 職場で新型コロナウイルス対策として、〇〇社の首から下げるタイプの二酸化塩素除菌剤△△を使うように言われており、仕事中に首から下げている。使い始めた頃から、咳やむせが出るようになった。自分には喘息の既往

歴があるが、△△の影響ではないかと考えている。使用を止めたいのだが、職場で支給されているもので、仕事に皆が使っているので自分だけ勝手に止めるわけにいかず困っている。どうしたらよいだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒二酸化塩素除菌剤は製品から二酸化塩素ガスを放散させて周囲の空間を除菌する仕組みものです。二酸化塩素は一定以上の濃度では人体に有害なため、微量ずつ放散されるように工夫されているようです。二酸化塩素は独特の臭いがあり、人によっては微量でも咳などの症状がでることがあります。症状が出た場合にはすぐに使用をやめる必要があります、当該製品の注意表示にも記載されています。ただし、当センターは医療機関ではありませんので判断はできません。医療機関を受診して医師に相談されるとよいでしょう。医師の診断書があれば職場の理解が得られやすいと思われます。受診の際は当該製品を持参されると良いでしょう。また、新型コロナウイルス対策として二酸化塩素除菌剤が使われていますが、二酸化塩素の有効性は現時点で確認されていないとされています

(http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200515_2.html)。

◆一般相談等

- ◆ 〈除菌ウエットティッシュの成分表示について〉 「製品容器のおもて面に、アルコール 75% と表示されている除菌ウエットティッシュ〇〇を購入した。しかし、裏面の成分表示を見ると、エタノール、塩化ベンザルコニウムの順に記載されている。また、〇〇からはエタノールの臭いがしない。成分表示は含有量の多い順に記載しなければならないはずであるが、表示に問題あるのではないかと」の相談を受けている。除菌ウエットティッシュに成分表示規制はあるのか。また、表示されているエタノール濃度が正しいかどうかを調べることはできるか。以前、消費者庁が、実際のエタノール濃度が表示されている濃度を大幅に下回っているエタノール除菌剤について、製造メーカーに措置命令を出している例

(https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_200519_01.pdf) があっての
で気になった。〈消費生活 C〉

⇒除菌ウエットティッシュは雑貨品であり、法的な表示規制はありません。一般社団法人日本衛生材料工業連合会の自主基準

(http://www.jhpia.or.jp/standard/wet_wiper/img/wetwiper_standard04.pdf) によると、成分表示は配合量の多い順となっています。ただし、〇〇は当該協会の会員企業の製品ではありません。当該製品のエタノール含有量を調べる事ができる外部機関はありますが、当センターから特定の機関を紹介することはしていません。貴センターから消費者庁に、措置命令がどのような経緯であったか問い合わせ、成分分析についても相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈調理用温度計が破裂〉 「100円ショップで購入した、赤い液体の入った調理用の温度計を誤って電子レンジにかけて破裂させてしまった。一般的に、温度計には水銀が使われていて危険だと思うが、製造メーカーに問い合わせたところ、水銀は使用していないとの回答。信用

できないので液体の成分を分析したい」との相談を受けている。分析機関を紹介してもらえるか。また、液体の成分がわかれば教えてほしい。〈消費生活 C〉

⇒当センターから特定の分析機関を紹介することはしておりません。独立行政法人国民生活センターのウェブサイト (http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)、または独立行政法人製品評価技術基盤機構のウェブサイト

(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) 等に検査機関のリストを参考にさせていただきようご案内しています。温度計の赤い液体の成分は、一般的には有機化学物質の液体（多くは石油系のもの）を赤色に着色したもので、水銀ではありません。

- ◆ 〈溶けたプラスチックの安全性について〉 「梅干しを漬ける際に、赤紫蘇を生ごみ用の水切りネットの中に入れて一緒に漬けたところネットが溶けてしまった。ネットの材質は、ポリエステルとポリウレタンであるが、梅干しを食べても大丈夫か」との相談を受けている。樹脂が溶け込んだ梅干しを食べても大丈夫か。〈消費生活 C〉

⇒生ごみ用の水切りネットの素材はポリエステル繊維に少量のポリウレタンを混紡して伸縮性を持たせたネット素材と思われます。ポリウレタンは経時的に劣化しやすく、劣化すると伸縮性を失い、繊維は切れやすくなります。お伺いした現象は、生ごみ用の水切りネットが溶けたのではなく、部分的に切れてしまったものと思われます。ポリエステルやポリウレタンなどのプラスチックは高分子化合物であるため、体内に入ったとしても吸収されず、そのまま排出されます。お伺いした話から、梅干を食べたとしても健康上の問題を過度に心配する必要はないと思われます。ただし、食品用のプラスチック製容器などは、食品衛生法によって厳しく規制されていますが、使用された製品は、雑貨品であるため食品衛生法の規制は受けません。使用用途が明らかに誤使用であり、好ましい使い方ではありません。

- ◆ 〈塩素系漂白剤を希釈してテーブル等を拭いて、水拭きしなかった場合の安全性〉 台所用の塩素系漂白剤を希釈してテーブル等を拭いた場合に、何か問題は起こるか。化学製品 PL 相談センターは以前にも相談したことがある。〈消費者〉

⇒「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

では、モノに付着したウイルス対策として、「市販の家庭用漂白剤を、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が0.05%になるように薄めて拭きます。その後、水拭きしましょう」とあります。塩素系漂白剤はアルカリ性のため、水拭きしなかった場合アルカリ性であることによる基材や皮膚等への影響がでる可能性があります。希釈液のため、影響は少ないように思われますが、正しい使い方を守るようにしましょう。

- ◆ 〈物品の除菌に使った漂白剤について〉 物品の除菌用に、0.05%に薄めた漂白剤を使用している。この希釈液で身の回りの様々なものを拭いているのだが、半分に割った錠剤を入れた分包紙の表面もふいた。漂白剤が中に染み込んで健康被害につながるようなことはないだろうか。分包紙の製造メーカーに問い合わせたところ、この分包紙は内側にポリエチレンフィルムが貼り合わせてあるので液が中まで染み込むことはないと言われた。製造メーカーの言うことを信じてもいいのだろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈

消費者>

⇒分包紙にポリエチレンフィルムが貼り合わせてあるのならば、製造メーカーが言うように液が染み込むことはないでしょう。

- ◆ <塩化ベンザルコニウムについて> 塩化ベンザルコニウムは合成界面活性剤の一種か。<消費者>

⇒塩化ベンザルコニウムは陽イオン界面活性剤の一種で合成界面活性剤です。水溶液は日本薬局方収載医薬品で逆性石鹼として殺菌・消毒用に用いられています。

- ◆ <衣類用消臭剤の容器に消毒用エタノールを入れて使用> 数か月前、消毒用エタノールをスプレータイプの衣類用消臭剤の容器に入れて手指の消毒に使用した。衣類用消臭剤を使い切った後の空容器を洗わずにそのまま転用したので、手指の消毒をすると手により香りがついていた。消臭剤が少し残っていたかも知れない。エタノール消毒液は既に一本分を使い切ってしまったのだが、そのまま調理をしていたので、消臭剤の成分が身体に入って健康を害するようなことがないか心配になってきた。今のところ、身体に異常はないが大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。<消費者>

⇒当センターでは個別の製品の安全性等に関する詳細情報は持ち合わせておりません。安全性については衣類用消臭剤の製造メーカーにお問い合わせください。一般的に、お伺いした話から、混入したと思われる消臭剤は微量であり、さらに体内に取り込まれたとしても極々微量と考えられます。身体に異常を感じていないということですので、過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <エタノール製品の車内保管について> 新型コロナウイルスの感染予防対策として、エタノール 80% の手指消毒剤のつめかえ用を別の製品の空ボトルに入れて使用している。車の中に保管しているが、車内が高温になった場合に発火する心配はないか。詰め替える前の製品容器は捨ててしまったので注意表示は全く見ていない。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒エタノールは揮発性があり、引火性が高く注意が必要です。車内での使用などで揮発した蒸気が車内に滞留し、火気その他着火源があると引火し大変危険です。また、車内は高温になることがあります。高温下では保管容器の内圧が上がり、破裂する恐れがあります。エタノール製品は車内など高温になる場所には保管しないようにしてください。

- ◆ <安息香酸ナトリウムとビタミン C を含有する化粧品の安全性> 自分が使っている化粧品に、安息香酸ナトリウムとビタミン C が含まれている。この両者が反応すると有害なベンゼンが生成するので危険であるとの情報を見たが使い続けても大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒安息香酸ナトリウムとビタミン C の混合によるベンゼンの生成については、1990 年代に FDA (アメリカ食品医薬品局) が「清涼飲料水に安息香酸塩とビタミン C が共存し、そこに温度、紫外線などの条件が重なるとベンゼンが生成する。ただし両者が共存しただけでは生成量は検出限界以下である」との報告を行なっています。日本では、厚生労働省は清

涼飲料水で認められる発生量では、リスクの増大への寄与は少ないとの見解を出しています (<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/07/d1/h0728-4a.pdf>)。ご懸念の点について、食品である清涼飲料水に比べ化粧品でのリスクはさらに低いと考えられ、また、化粧品でベンゼンが生成したという情報はありません。過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <コンクリートに含まれるラドンの安全性> 自宅の近くで、マンション建設がされており、大量の生コンが使われている。以前、コンクリート中に含まれるラドンの安全性を問題視した情報を見た。自分に健康被害が及ぶようなことはないだろうか。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉

⇒ラドンは岩石や土壌から放出される放射性的な気体で、世界保健機関 (WHO) の下部組織である国際がん研究機関 (IARC) より発がん性が勧告されており、住宅内でラドンが高濃度になるような室内環境での被曝が問題視されています。ラドンの室内濃度は地域、住居構造、換気などの生活習慣により異なり、コンクリートや石材などの建築資材からも放出され、濃度上昇の要因となる場合があります。日本の室内ラドン濃度は欧米に比べて低いとされています。一般的に、屋外濃度が問題視されることはありませんので、お問い合わせの状況で健康被害を懸念する必要はないと思われます。WHOが「WHO屋内ラドンハンドブック公衆衛生的大局観」で情報提供していますので、参考になさってください (https://www.niph.go.jp/soshiki/seikatsu/radon/WHO_radon_handbook.pdf)。

- ◆ <乾電池の液漏れについて> 使用していたパソコンのマウスから水滴が垂れていたもので、確認すると電池が液漏れしていた。パソコン使用時には手袋をはめていたので、漏れた液が手についても気付かず、いろいろな物を触ってしまったかも知れない。電池の液漏れについて調べてみると、漏れた液は水酸化カリウムであり、アルカリ性のため目に入った場合に失明、皮膚についた場合は化学やけどを起こす恐れがあるとあり怖くなった。どこを触ったかわからなくなっているが、水酸化カリウムが少量でも残留していると、目や皮膚のトラブルが起こるか。化学製品 PL 相談センターは他の業界の PL センターから紹介された。〈消費者〉

⇒水酸化カリウムは強い腐食性があり、皮膚に触れると化学やけどを起こす、目に入れると眼を損傷し失明してしまう危険性があることは知られており、乾電池製品の注意表示にも記載されています。物質として危険性を有しており、少量なら大丈夫とは言えません。触った可能性がある箇所をできるだけ水拭きされるとよいでしょう。

- ◆ <液体酸素系漂白剤と塩素系漂白剤を混ぜると有害ガスが発生するか> カーペットを洗濯機で洗う前にシミ汚れの部分に液体タイプの酸素系漂白剤を染み込ませたが落ちそうになかったので、スプレータイプの台所用塩素系漂白剤を 2 回スプレーしてから洗濯した。後になって、酸素系と塩素系を混ぜると有害なガスが出るのではと心配になった。大丈夫か。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒酸素系漂白剤と塩素系漂白剤を混ぜても、お互いの漂白成分が反応して酸素が発生するだけで、有害なガスは発生しません。ただし、漂白効果を打ち消し合ってしまうので併用しないようにしてください。一般的に、塩素系漂白剤は酸性洗浄剤と混ぜると液性が酸性になると、有害な塩素ガスが発生することが知られています。このため、家庭用品品質表示法

で、それぞれの製品ラベルに「まぜるな危険」(塩素系)、「まぜるな危険」(酸性タイプ)の表示が義務付けられています。「まぜるな危険」と書かれている製品で、塩素系と酸性タイプを併用しないように気を付けてください。液体酸素系漂白剤の液性は酸性ですが、家庭用品品質表示法に規定されている塩素ガス発生試験で、塩素ガスの発生が認められませんので「まぜるな危険」表示製品には該当しません。

- ◆ <乾燥剤の再利用について> 海苔などの食品に入っていた乾燥剤を再利用するために溜めている。再利用の際は電子レンジにかけて水分をとばし、靴や衣類などの乾燥剤として使用したいと思っている。このような方法で再利用しても問題ないか。再利用できない場合は廃棄したいが、ごみの分別はどうなるのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒乾燥剤には色々な種類がありますが、食品用途で使われているのは主に生石灰かシリカゲルです。生石灰乾燥剤は吸湿により化学反応を起こし、別の物質(水酸化カルシウム)に変化してしまいます。このため乾燥剤としての再利用はできません。シリカゲルは物理的作用で水を抱え込んでいるに過ぎず、物質として変化はしないため、熱を加えて水分を飛ばすことで能力を復活させることができます。ただし、食品に同包されているシリカゲル乾燥剤は再利用を想定しているものではありませんので、シリカゲルを梱包している袋が電子レンジの過熱により溶けるなど想定外のトラブルが起きたり、期待する乾燥能力が得られるとは限らないなど、あまり再利用はお勧めできません。廃棄については、地域のごみの分別ルールに従ってお出してください。量が多いようであれば、お住いの自治体の担当部署に相談されるとよいでしょう。

- ◆ <押し入れのカビ取りに使った塩素系漂白剤の臭いの取り方> 4日前、押し入れに弱酸性カビ取り剤を使用したが、落ちなかったので水拭きをした後に、スプレータイプの台所用の塩素系漂白剤を使用したところ、喉が痛く、呼吸もきつくなった。昨日、医療機関に受診して身体に問題ないこと確認した。臭いについて、家族は気にならないというが、自分は使用した部屋に入ると、今でも臭いを感じ、なんとなく体調が悪くなる。臭いの取り方について教えてほしい。酸性カビ取り剤の主成分は発酵乳酸である。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。<消費者>

⇒一般的に、スプレータイプの台所用塩素系漂白剤は水洗いできない製品や場所への使用は適しておらず、押し入れなどに使用した場合、使用量にもよりますが、使われている木質材料に染み込んでしまい、塩素臭が抜けにくくなる場合があります。このような場合、使用箇所をよく水拭きし、風通しを良くして、換気を心がけてください。

- ◆ <化粧品に含有されるナノ粒子成分の安全性について> 化粧品に配合されているナノ粒子成分は発がん性があると書いてある本を読んで不安になった。その本によると、成分の中には海外では禁止されているが、日本では規制がなく、使用されているものもあるとのこと。実際はどうなのか。化学製品 PL 相談センターは、その本の中に問い合わせ先として紹介されていた。<消費者>

⇒化粧品のナノ原料(ナノマテリアル)については、日本化粧品工業連合会が国内外の動向を

ウェブサイトで公表しています (<https://www.jcia.org/user/approach/nanomaterial>)。それによると、現段階での結論として、「これまでに調査・研究してまいりました結果から、ナノマテリアルを配合しましても化粧品の安全性に問題はないものと考えております。ただし、最新の研究発表や評価技術の進歩にあわせた検証が必要であるとの考えから、今後もナノマテリアルの安全性に関する調査研究を進めてまいります。」とあります。参考になさってください。

- ◆ <掃除用のクエン酸の希釈液を口にしたら際の安全性> お掃除用に売られている粉末のクエン酸の希釈水溶液を冷蔵庫で凍らせたものを、少量食べてしまったかも知れない。自分ではないので食べたかどうか定かではなく、量も不明。掃除用なので心配であるが大丈夫だろうか。クエン酸水溶液はスプーン 1 杯を水 1 L に溶かしたもの。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒クエン酸は柑橘類などに含まれる有機化合物で、爽やかな酸味を持つことから食品添加物として清涼飲料水などに使われています。過度に心配する必要はないでしょう。もし、誤食したと思われる人に何らかの異常が認められる場合は、医療機関に受診してください。

- ◆ <化学製品のマスクとは> 建設の現場で使用するマスクについて、化学製品のマスクを使用するようにと言われている。手元にあるマスクは素材がナイロンとポリウレタンとある。これは化学製品と言えるのか。<事業者>

⇒お伺いした話から、防塵マスクのことではないでしょうか。防塵マスクは作業者が空気中に浮遊する微粒子を吸引しないために用いる産業用のマスクのことで、労働安全衛生法に基づく「防じんマスクの規格」があり、用途により最適な性能を有するモノを選んで使用する必要があります。指示をされた方に、所持しているマスクでよいのか、それとも適切な防塵マスクを選んで使えということなのか確認されるとよいでしょう。

- ◆ <消毒用エタノールに灯油が混入> 職場で、業務上の洗浄用途で無水エタノールを使用している。新型コロナ対策で手指消毒用エタノールとしても、この無水エタノールを水で薄めて使用している。先日、手指消毒用に水で薄める作業に、誤って灯油用のポンプを使用してしまい、消毒用エタノールに少量の灯油が混入してしまった。手指の消毒に使うと強い灯油臭がするのだが、使用しても大丈夫だろうか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。<事業者>

⇒灯油の成分はケロシンといって炭素数 9 ~ 15 の炭化水素です。エタノールとは混ざり合うので、溶け込んでいるものと思われます。灯油は皮膚刺激性があり、接触性皮膚炎を起こすことがありますので、少量とはいえ灯油が混入した消毒用エタノールを手指の消毒用を使用するのは好ましくありません。

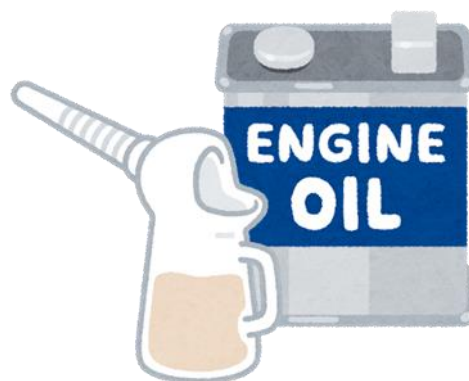


誤使用の要因

⑤用途外使用に注意

誤使用には、使い方を間違える、使用量を間違えるなど様々なケースがありますが、用途を間違えたことで思わぬ事故に遭遇することがあります。今回は、そのような事例を取り上げます。

油凝固剤とは、天ぷら油などを廃棄するときに、油が熱いうちに溶かしておき、冷えると油が固まるので、そのままゴミにだせるという商品です。相談者はこれをエンジンオイルの処理に使用して発火事故を起こしています。



＜油凝固剤をエンジンオイルの処理に使用してボヤ発生＞

食用油用の廃油凝固剤をエンジンオイルの廃油処理に使用した。

使用方法を見ると、「加熱されて熱い状態の油に溶かす」ようにとあったので、油の温度を上げるため、庭先にて炭火でオイルを温めて廃油凝固剤を投入した。すると、油凝固剤が発泡し、噴きこぼれた油が炭火で引火した。すぐにエアゾール式簡易消火具で消し、ことなきを得た。消防署に連絡し、ボヤとして処理された。

油凝固剤の製造メーカーに申し出たところ、エンジンオイルへの使用は用途外であり、使用した場合については確認していないという。製品の裏面には廃油処理剤とあり、エンジンオイルでこのような状況になることは記載されていない。製造メーカーに責任はないと言えるのか。

幸い、ボヤで済んでいます。一つ間違えれば大火事になってもおかしくないという事例です。

当該製品の品名は「廃油（植物油）処理剤」となっており、確かにエンジンオイルに使用できないとは記載されていません。しかし、使用方法等を見ると天ぷら油などの食用油の処理方法が写真付きで記載されており、エンジンオイルへの使用が用途外使用であることは明らかです。

では、相談者は何故、これをエンジンオイルに使おうと思ったのでしょうか？ 理由を聞き取れている訳ではありませんが、使用の背景から探ってみました。

エンジンオイルを処理する場合、通常、ガソリンスタンドやカーショップ、車の整備店などにやってもらう人が多いと思います。この場合は交換したオイルは委託先が処理するので問題はありません。自分でオイル交換した場合、抜取ったオイルはガソリンスタンドやカーショップに持ち込んで処分してもらうことができますが、自分で処分する場合は「廃油処理箱」と呼ばれている専用の製品が市販されており、中の吸収材に油を吸わせて処分することができます。「廃油処理箱」はホームセンターやカーショップで購入することができますが、基本的に車用品の売り場なので、食用油の処理剤と間違えることはありません。

しかし、お店まで出向くのは面倒なので、インターネット通販サイトで購入しようと考え、「廃油

処理剤」で検索すると、色々な製品が出てきます。そして、エンジンオイル用の廃油処理箱と食用油用の処理剤が同一画面に現れてきます。どちらも廃油処理用には違いはありませんが用途は異なります。検索結果を見て、消費者が食用油用の処理剤がエンジンオイルの処理にも使えると思い込んでしまったとしても不思議はありません。インターネット通販が生活の中に広く入り込んできている現状において、こういったことが誤使用の一因となるケースも充分にあり得ます。

事業者は、考え得る様々な購入形態の中で、誤使用につながるような場面がないか、リスクアセスメントの過程でよく検討しておく必要があります。一方、消費者は、その製品が、自分が使いたい用途に適したものかどうか、製品情報をよくみて判断する態度が必要です。よくわからない、判断がつかないときはメーカーに問い合わせるなどして確認するとよいでしょう。



製造物責任（P L）法に関連した よくある問い合わせ ～はじめに～

化学製品 P L 相談センターは製造物責任（P L）法の施行に合わせて、1995 年に、主に製造物責任が関連した製品事故の相談窓口として開設されました。“P L 相談センター”と名乗っていますので、製品事故に関連した相談だけでなく、P L 法の解釈に関連した問い合わせを受けることがあります。主に事業者からのもので、内容は多岐にわたります。

P L 法は、民法上の不法行為の特別法として制定されたもので、6 ヶ条から成っています。法律という事細かく物事が決められているイメージがありますが、初めて目にするに「えっ、これだけ」と思ってしまうかもしれません。それだけに、条文を構成している言葉や文章を正しく理解しないとうまく対応することができません。問い合わせも理解が不十分であったり、思い込みから誤解されているものが散見されます。本コラムでは、P L 法を正しく理解して頂くために、シリーズでよくある質問を取り上げ、その答えと若干の解説を加えていきたいと思ひます。

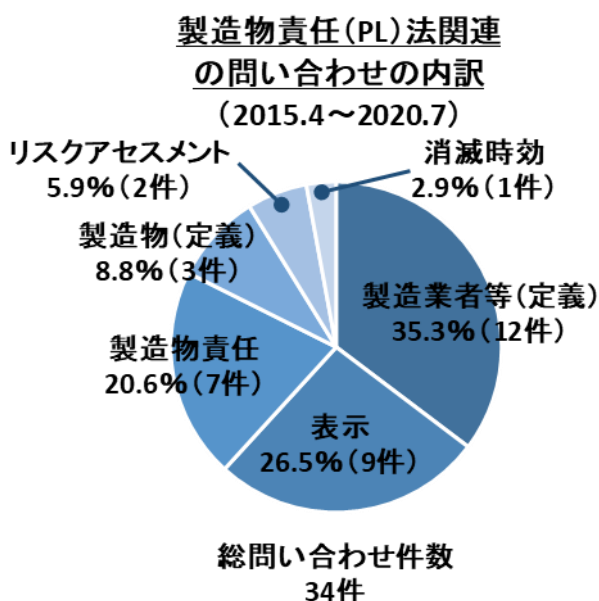
右図に 2015 年 4 月～2020 年 7 月に寄せられた P L 法に関連した相談の内訳を示しました。5 年 4 ヶ月で計 34 件ほど寄せられており、平均すると 6～7 件/年となります。

最も相談数の多い、「製造業者等（定義）」は自社が製造物責任を問われる対象に該当するか否かの問い合わせで、P L 法における“製造業者等”がどう定義されているかに関連します。2 番目に多いのは「表示」に関連したもので、P L 法対策として、製品表示についての問い合わせです。3 番目に多いのは「製造物責任」に関連したもので、自社の事業内容や顧客とのトラブルに関連して、製造物責任があるかどうかの判断を求めてきているものです。

以上で計 82.4% となり、多くはこの 3 つに集中していることが分かります。次号以降に、それぞれ具体的な問い合わせ事例を挙げて、詳細に説明して行きたいと思ひます。

尚、消費者庁がウェブ上で「製造物責任(P L)法の逐条解説」を公開していますので、併せてご参照ください

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/product_liability_act_annotations/)。



化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
- ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
- ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。